

社会福祉法人ぼだいじ福祉会

(ぼだいじこども園・ぼだいじ IRORI 園・アフタースクール MiRAi Kids・Bodaiji Kids Club)

BCP (事業継続計画)

令和7年4月1日更新

1. 児童福祉施設における BCP (事業継続計画) の要旨

各施設における BCP の第 1 の目的は、「人の安全確保」であり、第 2 の目的は最重要業務である「教育・保育の継続、早期再開」である。

各施設においてはこの 2 つの目的に向かっていかに被害を低減し、いかに復旧時間短縮するかがポイントである。

2. 緊急時対応

早期再開に向けて行うべき緊急時対応

I 災害発生直後の初動フェーズ

II 教育・保育再開に向けた復旧フェーズ

I. 災害発生直後の初動フェーズ

① 教育・保育時間中に災害発生した場合

教育・保育時間中に大規模災害が発生した際の各施設における最重要任務は、児童の身の安全を確保し、いち早く児童を安全に保護者に引き渡すことである。これを踏まえて、保護者が児童を迎えるまで児童を安全に預かることが、各施設の基本対応方針となる。

基本対応方針に沿った具体的な職員の対応は下記の通りである。

- ・保護者の支援や近隣住民の支援を得られる場合は、人命救助ならびに負傷者の救助、児童の保護のための助けを借りて避難、安全確保する。
- ・災害等の有事発生時はぼだいじ IRORI 園（津市久居藤ヶ丘町 2598 番 4）を災害対策本部とする。
- ・津波、水害被害が大きい場合は、ぼだいじ IRORI 園で保管する非常食、防災用品等を全施設で共有する。
- ・被災状況が深刻な場合は、使用可能な法人内施設の共同利用する。

<災害発生時の行動>

*地震発生時

地震が発生した際は、出来るだけ物が落ちてこない安全な場所へ児童を誘導する。その場に座り込んで頭部を守る防御態勢をとるよう指示し、揺れが収まるまで耐える。この時、児童がパニックにならないよう、職員は普段と変わらない落ち着いた言動を心掛ける必要がある。

また、揺れている最中の行動は危険を伴うため、揺れが収まってから行動を開始することが重要である。

*余震発生時

余震が発生した際は、児童を落ち着かせ、安全な場所に迅速に誘導をする。

地震発生時同様に、職員は普段と変わらない落ち着いた言動を心掛ける。

2次災害が起きないよう、落下物、火災の原因となるものを排除する。

<避難誘導等の行動開始>

揺れが収まり次第、職員は行動を開始する。これ以降の行動には、児童の命が委ねられているため、迅速かつ効率的な組織行動が求められる。

→自衛消防組織編成表を参照(防災に関して)

→指揮命令者不在の時は、その場にいる人(複数の場合は①役職者→②年次の順で、その上位者にあたる者)が指揮を執る

__(例)事故発生時に副主幹が2名、一般職員が5名いる場合

<避難場所へ集合後>

移動を行った際は、集合の都度児童の人員点呼・体調の確認等を行う。トイレや物陰で動けなくなってしまう児童もいるため、確認漏れの無いよう十分気を付ける。

<負傷者の手当>

避難場所に待機した後に、軽傷者に対して応急手当を実施する。重傷者に対しては医療機関への搬送が必要となる。但し、大規模地震発生時は平常時と同様の救急車の駆け付けが困難なことが考えられるため、職員や保護者にて処置が可能なものは対応し、処置することが困難な場合は近隣の医療施設へ対応をお願いする。予め重傷者の搬送先を検討・確認しておく。

<保護者への緊急連絡>

児童を避難場所に待機させた後に、保護者への緊急連絡を実施する。

→発災直後は、固定電話・携帯電話共に、ほとんど通話不能な状況となり、通信の送受信にもかなりの遅延が生じると考えられる。
連絡システムを使用し冷静かつ迅速に連絡を入れていく。(通信手段が復旧次第HPへ、園からの連絡事項を掲載していく。)

<待機時間>

保護者のお迎えを待つ間は、絵本や紙芝居を見せたりおやつを食べさせたりするなど、児童が不安がらないような配慮行う。

〈児童の引き渡し〉

災害はいつ発生するか分からず、保護者本人が児童を迎えるに来られるとは限らない。災害時における児童の引き渡しトラブルを防ぐためにも、法人職員は、予め緊急連絡先と緊急連絡システムの操作方法(LineWorks→IT・システムなどに関する業務マニュアル→□→非常時対応マニュアル・ゆめねっと職員用【ゆめねっと】)を確認しておく。

〈翌日以降のスケジュール案内〉

児童引き渡しの際には、保護者へ翌日以降の暫定スケジュールや連絡方法などについて案内をする必要がある。児童を安全な場所へ避難誘導し終えたら、園舎等の被害概要を踏まえて保護者への案内内容をまとめ、職員間で情報を共有しておく。

②教育・保育時間外に発災した場合

教育・保育時間外に発災した場合の主な実施事項は、I)職員の安否確認、II)建物や設備の被害状況の確認、III)児童の安否確認の3つである。

- A) → 即座に連絡が出来る様連絡システムの登録の徹底(園児連絡システム、Lineworksの活用等)
- B) → 施設長・副施設長・主幹等が、施設内外の被害状況を確認。但し、広域停電時における夜間移動は危険が伴う為、夜明けを待って行動する事
- C) → 実施のタイミングを予め検討しておくことが必要

教育・保育再開に向けた復旧フェーズ

児童の保護者への引き渡しを終えたら、施設の被害状況を確認し、復旧活動を開始することが求められる。被災した場合は、必要な支援が得られるよう、各団体・組織窓口にて手続きを行う。(管轄の役所・厚生労働省・産業保健推進センター他、行政機関と協議の上判断)

ケース別職員行動マニュアル 必要なのは、冷静な「判断」と「適時適切な行動」

〈 災害時の行動の基本 〉
～どんな時にも、どんな場所でも～

- 1 児童を集める（安全な場所に移動）
- 2 常に人数を確認（不明者が出ないよう注意）
- 3 スキンシップや声掛け（心を落ち着かせる）

※まだ歩けない乳児への対応
すぐには逃げられないということを前提に、
普段居る場所を安全にしておく事が肝心

要 因	災害状況	対処(職員のとるべき行動)
その① 保育室・教室などの室内で地震に遭ったら	○物の移動、転倒、落下 ○ガラスや照明器具の破損 ○閉じ込められる	○姿勢を低くし頭を守る ○室内の安全な場所に移動 ○午睡中の児童は起こす ○火、電気など出火原因となるものを消す ○出入り口を確保する ○トイレに居たら外に出す ○揺れがおさまり次第屋外に避難する
その② 屋外（園庭等の施設敷地内）で地震に遭ったら	○建物などの崩壊、物が落下 ○ブロック塀や遊具の転倒 ○地割れ、液状化	○児童を分散させない ○遊具からは降ろす ○大人が囲んで安心させる ○建物、ブロック塀、門柱などから離れる ○地割れには近寄らない ○保護者も一緒に児童の防災・避難誘導の補助をする（登降園時） ○プールに居ても慌てない（夏季）
その③ 敷地外の屋外（園外保育等）で地震に遭ったら	○落石、山崩れ、土石流 ○混乱による迷子 ○施設との連絡が取れない	○前兆に気が付いたら素早く避難する ○川やマンホールからは離れる ○土砂崩れが起こったら、下ではなく横に逃げる ○落石やがけ崩れが起きそうな場所から離れる ○近隣住民や周囲の大人の協力を得るよう手配
その④ 地震の後に火事が発生したら	○煙を吸い込んで意識を失う ○火傷をする ○爆風で吹き飛ばされる	○初期消火よりも避難経路の確保を ○周囲、消防署への通報を急ぐ ○防災頭巾や濡れタオルで頭や肌を守る ○児童を屋外へ避難させる ○煙を吸い込まないように注意 ○逃げる時はドアを閉める ○一度避難したら戻らない

その⑤ 台風に遭遇した場合	○物の転倒・落下・飛散 ○倒木 ○道路の冠水 ○停電	○児童を室内の安全な場所に移動させる (窓ガラスから離れた場所) ○児童を安全な場所に移動させる ○障害物を避ける ○前兆に気が付いたら素早く避難する ○連絡システムにて、早めのお迎えを依頼する ○遠方から出勤する職員への帰宅困難者防止への配慮
その⑥ 竜巻に遭遇した場合		
その⑦ ゲリラ豪雨に遭遇した場合	○道路の冠水 ○地すべり	

地震発生直後の対応について →確認したら即行動! 地震の揺れが完全に収まったら、児童 や周りの状況を出来るだけ早く確認 し、職員同士で協力し合って安全確保 に努めること!	1 児童の様子を確認	○異変はないか? (ケガなど) ○不明者はいないか?
	2 周りの状況を確認	○火事の危険は? ○地域の被害は? ○施設の被害状況は?
	3 次の行動への準備	○施設外への避難 ○屋内への避難 ○施設内待機
	4 連絡手段の確保	○保護者との連絡 ○施設外にいる職員との連絡

もしも倒壊物の下敷きになつたら?	児童が下敷きになつたら	○周りの教育・保育者に声掛け、一緒に救助する ○児童には励ましの言葉を掛け続ける ○救助を呼ぶ
	自分が下敷きになつたら	○自分の状況を確認する ○呼吸をしやすいように顔の周りに空間を作る ○笛を吹く、物をたたくなどして周りに知らせる ○体をむやみに動かさない ○救助を信じて、諦めずに待つ

II. 教育・保育再開に向けた復旧フェーズ

教育・保育を物理的（時間・時間他）視点と質的（内容等）視点で捉えた、復旧・復興までのロードマップ

- ・電気・ガス・水道・通信手段、交通網等のインフラ設備が復旧していない場合は休園・閉所とする。
(教育・保育が行える場合は除く)
- ・職員不足の場合においては、配置基準を緩和し、適時適切な判断を行い、教育・保育を提供できるようにする。
(安全に教育・保育が行えない場合は休園・閉所とする。)
- ・法人内施設が被災し、損傷した場合は、法人内施設の共同利用等を検討し、利用者に大きな負担がいかないよう工夫する。

